

半田市制施行90周年記念協賛事業承認取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市制施行90周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）の承認及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 協賛事業の対象となる事業は、市制施行90周年を記念して実施する事業であり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間に開始し、かつ、完了するもの
- (2) 市内を中心に活動する法人その他の団体等が実施するもの
- (3) 次の事業方針のいずれかに該当するもの
 - ①ふるさと半田への愛着と誇りを醸成するもの
 - ②未来へ向けて歴史・文化・伝統を継承するもの
 - ③次代を担うこどもたちの夢と希望を育むもの
 - ④まちの魅力を発信し交流を促進するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 政治的及び宗教的目的を有するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が実施するもの
- (4) その他市長が特に不適当であると認めるもの

(協賛内容)

第3条 協賛内容は、「半田市制90周年記念」の冠称の使用とする。

(承認手続)

第4条 協賛事業の承認を受けようとする者は、半田市制施行90周年記念協賛事業承認申請書(様式第1。以下「申請書」という。)により、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、申請フォームにより申請する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を半田市制施行90周年記念協賛事業承認(不承認)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認をする場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更・中止)

第5条 前条により承認を受けた者が、申請書に記載した内容を変更、又は当該事業を中止しようとするときは、半田市制施行90周年記念協賛事業変更(中止)届出書(様式第3)により速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があると判明したとき。
- (2) 承認後に、第2条第2項の規定に該当することが判明したとき。
- (3) その他市長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、申請者に損害が生じて、市長はその損害の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、協賛事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和8年10月27日から施行する。
2. この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。